

【事業の経緯】

別添資料1

砂防-1 高野地区地すべり対策事業の経緯

審議経過	再評価の理由	工期		事業費 (億円)	B/C	概要
		着工	完了			
当初	事業着手後 10年以上経過	S63	H20	13.5	4.9	集水井7基 集水Bor113本 排水Bor7本 横Bor80本 杭工429本
第2回審議 (H15)	再評価後 5年経過	S62	H20	13.5	12.78	集水井6基 集水Bor101本 排水Bor6本 横Bor80本 杭工386本
第3回審議 (H20:前回)	再評価後 5年経過	S62	H24	13.5	12.76	集水井6基 集水Bor101本 排水Bor6本 横Bor74本 杭工441本
第4回審議 (H29:今回)	事業完了後 5年経過	S62	H24	14.0	14.24	集水井6基 集水Bor101本 排水Bor6本 横Bor76本 杭工437本 アンカー工13本

事後評価結果（平成 29 年度）

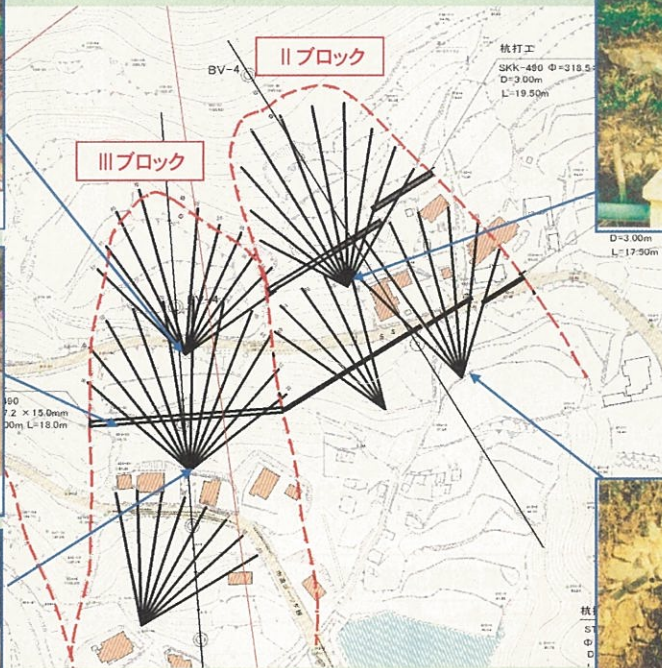
※水色のセル箇所を入力すること。
 ※他の課の「行」は、「非表示」にすること。

整理番号	砂防-1
担当課	県北振興局 砂防防災課
担当課長名	鳴神 慎一郎

事業名	高野地区地すべり対策事業	事業区分	砂防・地すべり	事業主体	長崎県
起終点	自：長崎県松浦市志佐町高野免地内 至：			規模	38.15ha
事業概要 集水井工 N=6基、集水ボーリング N=101本、排水ボーリング N=6本、横ボーリング N=76本 杭工 N=437本、アンカー工 N=13本					
事業の目的・必要性 本地区は、昭和40年代から地すべりの兆候が見られており、昭和62年の集中豪雨により地すべり変動が顕著化し、昭和62年3月に「地すべり防止区域」に指定された。 地すべり防止区域内には人家や県道、市道等の重要な公共施設があり、地すべり発生時には大きな被害を及ぼすことが想定された。そのため、昭和62年度より地すべり変動の抑制・抑止を目的とした対策工事に着手し、平成24年度に概成している。					
事業概要図					
					
工期	着工	S	62 年度		
	完了	H	24 年度		
事業費	当初	13.5 億円			
	最終	14.0 億円			
B/C	再評価時点	12.76	総便益(B) 237.3 億円	総費用(C) 18.6 億円	基準年度 H 20 年度
	事後評価時点	14.24	総便益(B) 336.8 億円	総費用(C) 23.6 億円	基準年度 H 29 年度
事業の 効果等	便益の主な根拠 人家戸数:496戸→503戸に増加 重要施設:保全対象として公民館 2軒、老人ホーム 2軒、県道1,100m、市道2,940m				
	事業の発現状況 本地区地すべりは、Ⅰブロック(A測線)、Ⅰブロック(B測線)、Ⅱブロック、Ⅲブロック、Ⅳブロック、Ⅴブロックの6ブロックに分かれ、それぞれの地すべりブロックに対して昭和62年より地すべり対策工を実施してきた。対策工事と並行して地盤伸縮計、地中歪計等により地すべり観測を行ってきたが、対策工事が進むにつれて、顕著な地すべり変動はなくなり、平成24年度に沈静化したと判断し、地すべり対策工事を完了している。				
	事業概成後、家屋や道路、耕作地等への地すべりは生じておらず、地下水位も計画水位まで低下している他、地すべり変動も沈静化していることから事業効果の発現が認められる。				

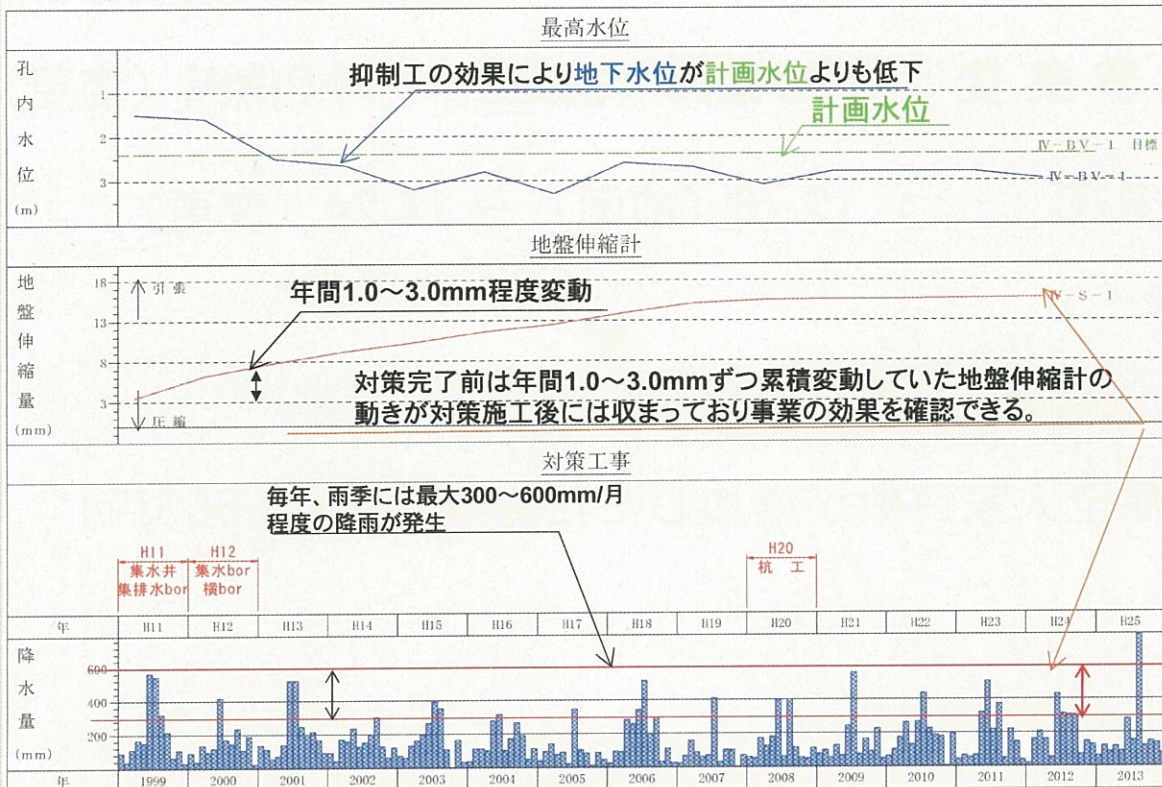
事業による環境変化	地すべり対策事業に伴う環境への影響は特に認められない。
事業を巡る社会経済情勢等の変化	
平成18年1月1日、旧町合併により松浦市となった。	
対応方針	
当該事業に係わる対応方針 (今後事後評価の必要性及び改善措置の必要性)	
事業概成後は地すべり被害は発生しておらず、事業効果が発現されているため今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない。	
同種事業に係わる対応方針 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)	
当該事業においては、公共残土を他事業に流用するなど、残土運搬処分のコスト縮減を図っており、同種事業においても、公共事業の動向を把握し調整を行うことでコスト縮減を図ることが有効である。	
特記事項	
特になし。	

対策工完成写真(Ⅱ・Ⅲブロック)

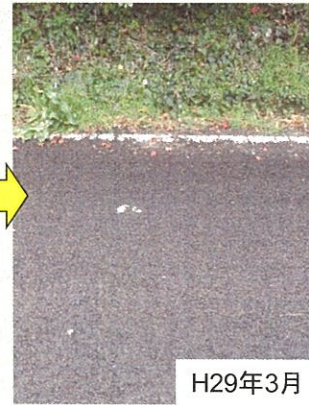
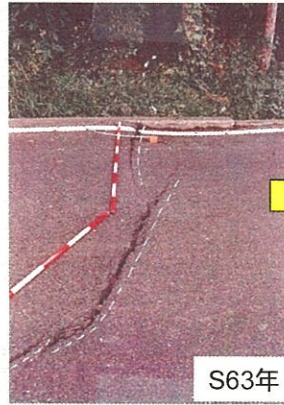


Ⅳブロック安定解析断面図(対策工の効果)

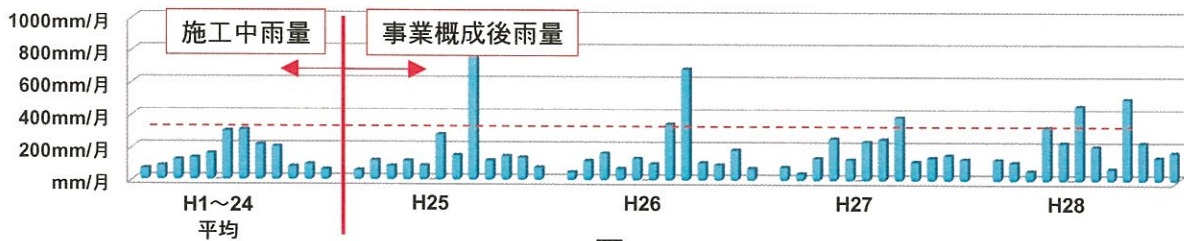
Ⅳブロック地下水位及び伸縮計変動図



事業概成後の効果発現状況



地すべりによって家屋基礎コンクリートや市道にクラックが発生していたが、対策工を行った結果、概成後現在でも、補修された後の拡大や再発は見受けられず、地すべり対策事業の効果が発現されていることが見受けられる。



7

事後評価の視点(1)

【費用対効果の算定基礎となった要因の変化】

- ・ 事業費 : 13.5億円 (前回) → 14.0億円 (変更)
- ・ B/C : 12.76 (前回) → 14.24 (変更)



保全人家戸数が増加したため (496戸→503戸)

【今後の事後評価及び改善措置の必要性】

・事業概成後は地すべり被害は発生しておらず、事業効果が発現されているため、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

・本事業においては、発生残土を他事業に流用し、残土運搬処分のコスト縮減を行った。

同種事業においても、別の事業の動向を把握し、調整を行うことでコスト縮減を図ることが有効である。